

横浜市立義務教育学校 霧が丘学園小学部 P T A

規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、横浜市立義務教育学校 霧が丘学園小学部 P T A と称し、事務所を横浜市立義務教育学校霧が丘学園（以下、霧が丘学園）におきます。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、児童・生徒の健全な成長と幸福をはかることを目的とします。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- (1) よい保護者、よい教職員となるための学習活動を行います。
- (2) 家庭教育、学校教育をより充実させるための活動を行います。
- (3) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童・生徒の生活環境をよくする活動を行います。
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行います。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動します。

- (1) 学校教育に対する正しい理解をもって、建設的な協力活動を行います。
- (2) 児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
- (3) 会員同士の親睦をはかり、連帯と交流の輪を拓げるようにつとめます。
- (4) 特定の政党、宗教にかたよることなく、また、営利を目的とする行為は行いません。
- (5) 学校の人事、その他管理運営には干渉しません。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、霧が丘学園小学部に在籍する児童の保護者（またはこれに代わる者）及び霧が丘学園の教職員によって構成されます。

第6条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有します。

第7条 この会の会員は、会費を納めます。

第8条 この会の会員は、緑区 P T A 連絡協議会、横浜市 P T A 連絡協議会及び日本 P T A 全国協議会の会員となります。

第5章 会計

第9条 この会の活動に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってまかいます。

第10条 会員区分および会費は、次のとおりとし、特別の事情のある場合は、会費を免除することがあります。

会員区分	会費/年額	備考
運営スタッフ サポーター会員 ※教職員はサポーター会員として扱う	2,000 円	運営スタッフおよびサポーターとして登録・活動している会員の当該年度の会費です。運営スタッフやサポーター活動を行っていただく方の会費を減免するものです。運営スタッフを退任、サポーター登録を終了した年度からは対象から除外されます。※年度を通じて一度も活動実績がなかったサポーター会員については、一般会員とみなし、一般会員会費を納めていただきます。
一般会員	4,000 円	通常の会費です。

第11条 この会の会計は、総会によって議決された予算に基づいて執行され、決算は、会計監査を受け、総会に報告し、承認を得なければなりません。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

第6章 運営スタッフおよび会計監査員

第13条 この会の運営スタッフおよび会計監査員は、次のとおりです。

	区分	定員	役割
運営スタッフ	リーダー	保護者5名以上	この会を代表し、総会決議に従って、この会の目的の実現につとめます。 組織運営担当、地域・渉外担当、防犯担当、校外担当、校内担当に分かれて、会務を統括します。
	事務担当スタッフ	保護者8名以上 ※上記に追加して教職員を選任することも妨げない	文書の受発信、調査、会計、寄付金、備品管理、名簿管理、IT等について会務を遂行します。
	校外担当	各登校班の地区あたり	子どもたちの登下校に関する安

	スタッフ	1名以上（保護者） ※上記に追加して教職員を選任することも妨げない	全を守るため、主として集団登校、スクールゾーン協議会およびこども110番の家に関する会務を遂行します。
	アドバイザー	目安として2名程度（保護者） ※リーダー経験者	他の運営スタッフに助言・指導を行います。
会計監査員		2名（保護者） ※リーダー経験者	総会からの委嘱を受けて、会計の執行・管理状況について監査を行い、その結果を総会に報告するほか、主として適切な会計の執行ができるよう運営スタッフに助言・指導を行います。

第14条 運営スタッフと会計監査員は、同一の任期において互いに兼務することはできません。

第15条 運営スタッフおよび会計監査員の任期は1年とします。

2. 運営スタッフの同一の役職の再任は原則として2期までとします。但し、会計監査員は、再任することはできません。
3. 教職員の場合は、前2項の限りではありません。
4. 欠員が生じた場合は、リーダー会議の決議を経て、補充することができ、補充されるまでの間、他の運営スタッフが代行します。

第16条 運営スタッフ及び会計監査員の選出については細則で定めます。

第17条 運営スタッフ（教職員を除く）には、以下に定める金額を支給します。

個人通信端末使用料 5,000円（年額）

第7章 総会

第18条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成し、組織運営について担当するリーダーが召集します。

第19条 総会は、定期総会及び臨時総会とします。

2. 定期総会は、年2回、原則として5月と3月に開きます。
3. 臨時総会は、リーダー会議が必要と認めた時、または、会員の5分の1以上の要求があった場合を開きます。

第20条 総会では、おおむね次のことを審議し決定します。

5月総会

- (1) 活動計画及び決算、予算

- (2) 規約の制定・改廃
- (3) リーダー会議での制定・改廃された細則の報告
- (4) 特別委員会の設置及び廃止
- (5) その他、重要事項の審議・承認

3月総会

- (1) 活動報告
- (2) 運営スタッフ及び会計監査員の承認
- (3) その他、重要事項の審議・承認

第21条 総会は、出席会員及び委任状を含めた全会員の2分の1以上をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定します。

2. 必要に応じて、総会の決議は書面（電磁的記録を含む）による決議に代えることができます。
3. 書面による決議の場合、議決権の行使数が全会員（世帯数および教職員の総数）の2分の1以上をもって成立し、議事は議決権の行使数のうち過半数の賛成により決定します。

第22条 総会の議長は、出席会員の中から選出します。ただし、前条の定めに基づき、書面による決議を行う場合はこの限りではありません。

第23条 総会の審議原案については、原則として総会の5日前までに、全会員に通知しなければなりません。

第8章 リーダー会議

第24条 リーダー会議は、総会に次ぐ議決機関で、リーダー、校長・准校長・副校長によって構成されます。

第25条 リーダー会議は、定期リーダー会議及び臨時リーダー会議とします。

2. 定期リーダー会議は、年2回、原則として2月と4月に開催します。
3. 臨時リーダー会議は、構成員のうち1名が招集することができます。

第26条 リーダー会議は、次の事項を審議します。

- (1) 各活動の総合調整
- (2) 年間収支・予算案
- (3) 総会の議案及び運営方法
- (4) 細則等の制定及び改廃
- (5) 臨時総会の開催要請
- (6) 寄付金の募集
- (7) その他必要事項の企画・運営

第27条 リーダー会議は、前条の定めるもののほか、緊急を要することがらについて、総会に代わって決定することができます。但し、次の総会で報告しなければなりません。

第28条 リーダー会議は、構成員の2分の1以上の出席によって開かれ、議事は出席者の過半数の賛成により決定します。

2. 必要に応じて、リーダー会議の決議は書面（電磁的記録を含む）による決議に代えることができます。

3. 書面による決議の場合、議決権の行使数が構成員の2分の1以上をもって成立し、議事は議決権の行使数のうち過半数の賛成により決定します。

第9章 サポーター活動

第29条 この会はサポーター活動を奨励し、サポーター活動の運営に必要な事項を細則に定めます。

第10章 特別委員会

第30条 特別な事項について必要があるときは、総会の決議を経て、特別委員会を設けることができます。目的が達成された時は解散します。

第11章 細則

第31条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りリーダー会議において制定し、次の総会に報告します。

第12章 改正

第32条 規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができます。改正案については、総会の5日前までに、全会員に通知しなければなりません。

第13章 個人情報保護の取り扱い

第33条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取り扱い細則」に定め、適正に運用するものとする。

第34条「個人情報取り扱い細則」の制定改廃は、リーダー会議において決定し、次の総会に報告します。

附則

この規約は、平成22年4月1日より施行します。

平成26年5月2日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。

(義務教育学校への移行に伴う、学校名等の変更)

平成29年5月2日一部改正。

(個人情報保護法の改正に伴う、個人情報保護の取り扱いの追加)

令和元年5月23日一部改正。

(役員の記事及び会計の定員数の変更)

令和3年6月13日一部改正。

(総会の書面決議に関する規定の追加)

令和4年4月1日全面改正